

利用した覚えのない
「情報料」

ぞうしうう！

架空請求にご用心

借りた覚えのない
「借 金」

架空請求

利用していない「出会い系サイト・アダルト番組情報料」
借りた覚えのない「借金」・未払いの「講座受講料」「教材」「家賃」
「レンタル料」「サイト登録料」などを請求されたという相談がたいへん
多く寄せられています。



悪質な事業者が何らかの名簿などから住所・氏名・電話番号・メールアドレスを入手して無作為に請求書を送付しています。

請求を
受けた人や
家族が、

“利用した（借りた）事業者からの請求と勘違いして”
“請求の文面を見て、関わりたくないと思って”
連絡をし、請求額を振り込ませることを狙ったものです。

身に覚えのない請求を受けた時は…

● 絶対に払ってはダメ、無視すること。

“不安になったり”“関わりたくない”と思い一度払ってしまうと、「支払ってくれる人」「だまされやすい人」として次々と同様の手口でお金をむしり取られてしまいます。

支払わなかつたので、自宅まで回収にやってきたという情報は当センターでは聞いたことがありません。

● 連絡するように書いてあってもけっして連絡をとらないこと。

連絡することで、請求に対して動搖していると判断され、執拗に請求が繰り返されることも多いようです。また、現在事業者側に知られている以外の電話番号や住所等の個人情報を知られてしまい、請求がエスカレートする可能性もあります。

● 電話で請求を受けたら…

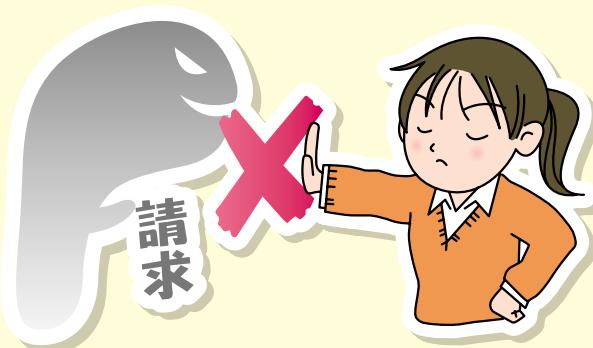
「支払う必要はありません」とはっきり拒否し、すぐ電話を切りましょう。また、住所・氏名・勤務先などの個人情報は絶対に言わないようにしましょう。

● 警察にも相談を

悪質な取り立て(脅迫等)や、請求されるまま支払ってしまった場合などは、警察にも相談しましょう。

● 証拠は保管

請求のはがき、封書、電子メール等の証拠の書類は保管しておきましょう。



困ったときは、迷わず相談を

滋賀県消費生活センター 〒522-0071 滋賀県彦根市元町4-1

相談電話：0749-23-0999

相談時間：午前9時15分 から 午後4時まで
土日も相談受付しています。(祝日・年末年始は休業)

または、消費者ホットライン 0570-064-370



こんな請求に どう対処したらいい?



●「債権回収事業者」と名乗るところからの請求

①いきなり債権譲渡を受けたというところからの借金返済請求はない

事前に債権者(借金している金融業者)から、「○○(今回請求してきた事業者)に債権を譲渡します」という通知を受けていない請求は、正当な債権回収会社からの請求とは言えず支払いに応じる必要はありません。

また、法務大臣が許可した債権回収会社でなければ、債権管理回収業を営むことはできません。(許可を受けた債権回収会社は法務省のホームページ参照)

②有料サイト利用料等は債権回収会社は回収できない

債権回収会社が回収ができるのは「特定金銭債権(金融機関等の貸し付け債権)」に限られており、有料サイト、ツーショットダイヤル、出会い系サイト等の利用料は該当しません。

●「有料サイトに接続した・使ったことがある」けれど?

◆出会い系サイトの無料ポイント分は使ったことがある

無料分しか利用していないければ支払う必要はありません。

はがき・メールは無視、電話がかかってきたら「無料分しか使っていない」と、き然と支払いを拒否しましょう。

◆ワン切りにかけ直し、一方的に流れてきた音声を聞いただけ

「ワン切りの番号にかけ直した」「表示されていたアドレスにクリックしたらエッチな音声が流れてきたのすぐ切った」など、単にアクセスしただけでは契約成立に至っておらず、支払いに応じる必要はありません。

アクセス後、有料情報のサービス内容を認識し、その提供を受けることを承諾した場合には支払わなければなりません。

◆使ったサイトの運営会社から高額な延滞料を請求された

【延滞料】利用前に支払期日、延滞料などの説明がなかった場合は、年6%(商法)、

説明があっても年14.6%を超える部分の利息は無効です。(消費者契約法)

【調査料等】基本的に請求先である事業者が負担するものです。

◆規約を読まずに利用したが、後日確認すると「有料」と書いてあった

規約にきっちり料金が明示されていたのなら支払いは拒否できないと思われます。

ただし①請求先は自分が利用したサイトからですか?

違う事業者から請求されている可能性もあります。電話で請求された場合は利用明細などの請求根拠をその場で問いただし、これらが示されない場合は支払いに応じないようにしましょう。
(住所・氏名・勤務先などの個人情報は絶対に言わないようにしましょう。)

②サイトの表示によっては無効も可能

「クリックすれば有料の申し込みになることを明確に表示」「申し込み前に内容確認と訂正ができる画面を設定する」などの措置を講じていない場合は、たとえ消費者に重過失があっても錯誤による無効を主張できます。
(電子消費者契約法)



自分が支払うべき請求なのか冷静に判断しましょう。